

(再開 午前10時30分)

議長 (勝山 正)

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、湯本直木議員。

(「はい、議長。2番。」の声あり)

(2番 湯本直木 議員 登壇)

1. 令和5年木島平村一般会計決算審査意見の対応について、その後の状況は

2番 湯本直木 議員

ただ今議長から発言が許されましたので、質問通告書に基づいて、今回は5つのテーマについて質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、令和5年度木島平村一般会計決算審査意見の対応についてであります。その後の進捗状況について、明確かつ具体的な説明を求めたいと思います。

1点目として、村税の不納欠損額が現年度分と過年度合わせて297万1千円になっていますが、村からの対応コメントとしては「税負担の公平性を欠かないためにも、滞納整理の早期着手と滞納の早期完納を目指して取り組んでまいります」とのコメントがありました。

この滞納の整理についての具体的な取組について、実施をした内容とその成果について具体的な成果結果の報告を求めたいと思います。

また、その取組に漏れた完結されなかった内容について、今後の回収に向けての予定や計画について具体的な現段階でのアクションプランがどうなっているのか、説明をお伺いをしたいと思います。

議長 (勝山 正)

湯本総務課長。

総務課長 (湯本寿男)

お答えいたします。まず、滞納整理の具体的な取組とその成果についてお答えします。

滞納整理の具体的な取組については、地方税法に基づき未納者への督促状を送付、また、納付がない場合は滞納者の財産調査、そして財産の差押えを行い、公売等により金銭に変えて徴収としていきます。また、各種税のほか、使用料、介護保険料などについても、担当課と連携しながら徴収に努めています。

成果については、令和5年度分としまして差押えを10件行い、45万2千円の徴収でした。

つぎに、この取組に漏れて徴収できなかった対応についてですが、継続して財産の調査、差押え、執行停止を行っていくこととなりますが、所在や住所が不明、滞納額が多額など村の職員だけでは徴収困難な事例を、長野県地方税滞納整理機構や県税事務所に移管し、他機関と連携しながら徴収に向けて取り組んでいます。

令和5年度の実績としては4件、1,708万1千円を移管し17万円の徴収となりました。

また、住所不明や財産がないことなどから、徴収できないとして執行停止判定をしたものが1,335万6千円となっています。

それ以外の未納対応につきましては、税務係を中心にリストを作成し、未納状況を管理しながら、随時納付していただくようお願いしているところでございます。

議長 (勝山 正)

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

今、課長から答弁ありました。1千万を超えているんですか、回収金額は。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

回収できた額ということでしょうか。

回収できた額は、令和5年度分として10件の45万2千円でございます。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

45万にながし、これ全体の300万弱からすると約6分の1ぐらいなんですけれども、毎年こんな程度なんですか。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

大変申し訳ございません。その前の資料が今手元にご覧できませんので、お答えはまた後ほど報告をさせていただきます。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

税金でありますから、村民の皆様全体的に公平性を持つてというところが一番重要なところだと思いますので、県・国のそういった機関にお願いをする部分が多々、今後出てこようかと思っておりますけれども、迅速な対応を進めていただければと思います。

それでは2点目としまして、シューネスベルクと池の平ゲレンデについてです。

これは前の一般質問の中でもさせていただいておりますけれども、これについて村の対応コメントとしては「議会の意見を尊重し、廃止の手続きを進めてまいります」と、ここで廃止について明言をされておられますが、第7次総合振興計画令和10年度までの内容になってはいますが、商工観光係の枠には、私が見る限りでは、シューネスベルクと池の平ゲレンデについては全く触れられていないというようにお見受けいたします。

また、一般民間人から施設の管理運営の希望が複数寄せられているようですが、ホテル運営だけでは指定管理者としては選定できない、ホテルとスキー場がセットでないとだめだよというような状況を踏まえて、不必要な施設の管理経費を今後、経年的に支出していかねばならないということを考えれば、1年どころか1か月でも早く処理した方が村にとっては経済的有効な判断だと考えますが、改めて廃止についていつ実行される予定でおられるのか、その期日を教えていただきたいと思っております。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

廃止に向けていつ実行するのかというご質問をいただきました。

令和6年11月21日の議会全員協議会において、第7次総合振興計画に基づく実施計画を議会にお示ししております。この中で、施設廃止に必要な解体撤去費として、令和9年度にリフトの解体撤去費約5,000万、令和10年度にシューネスベルクの解体撤去費1億2,000万円を計上しております。施設の廃止に当たっては、この実施計画に基づき必要な事務を進めていくこととしております。

また、この一方で、現施設を活用したいという民間事業者がいるかどうか、改めて調査を行いたいと考えております。この調査の前提といたしましては、森林管理署が示す要件に合致する事業内容であること、それと、施設利用に必要な経費負担は民間事業者が負担することを前提に調査を行いたいと考えております。

また、この実施時期につきましては、森林管理署と協議等を行ったうえで、今年度中に着手したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

第7次の総合振興計画を私はもう一度見直してみたいと思いますが、令和10年度までには現行廃止ということであれば、10年度までには完結する。そうは言いながらも、一般民間人から利用のリクエストもあるというところで、両睨みでいくということではよろしいですか、令和10年度までは。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

議員ご指摘のとおりです。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

できればせつかくのものでありますので、現状からすると廃止の方が私はいいと思ってはいるんですけども、一般民間人から利用のリクエストがあるのであれば、村としてあの建物を将来壊すにはいずれにしてもお金がかかるんですけども、延命治療ではありませんが、そういうような形で民間からリクエストがあるのであれば、そちらを優先していただいてというところで前向きに進めていただければと思います。

2. ふるさと納税の返礼品の産地の確認作業は

2番 湯本直木 議員

それでは2点目に移らせていただきますが、ふるさと納税の返礼品の産地の確認作業についてお問い合わせをしたいと思います。

令和6年度に木島平村にお寄せいただいたふるさと納税の金額は、先日の議会定例会での行政報告では、8,830万円になったという報告がありました。

その金額はともかく、皆さんご存知のとおり、近隣の市町村で返礼品に関する偽装の報道がテレ

び新聞等々で何回となく報道されておられます。

そこで心配になったのが、うちの村の返礼品は大丈夫なのかというようなことでありまして、当村の返礼品に対しての偽装に関してのチェック体制について伺いたいと思います。

議長（勝山 正）

湯本産業企画室長。

産業企画室長（湯本幸伸）

お答えします。

ふるさと納税制度における返礼品の範囲は、総務省告示におきまして1号から9号までを地場産品基準というようなことで定められております。

具体的には、議員がおっしゃいました「全て村産」である必要があるものが、この1号というものに当たるものになります。そのほか、原材料の主要な部分が当該市町村で生産された返礼品であるとか、流通構造上、他市町村産のものと混在が避けられない返礼品、また、県内市町村と連携した共通の返礼品といったようなものが挙げられております。

村では、昨年6月から中間事業者へふるさと納税の業務委託を行っております。業務委託に当たり、中間事業者、返礼品取扱事業者、村の3者で説明会を実施し、中間事業者と返礼品取扱事業者の間では地場産品基準を確認することを遵守する、そういったことも盛り込んだ契約を締結いただいております。

今年3月、ふるさと納税制度の法令に基づく適正な運用の徹底について、長野県から全市町村宛てで自主点検の実施通知がありました。本村においても自主点検を実施し、地場産品基準について、それに沿った運用がなされているかどうか、中間事業者と聞き取りを行って問題がないことを確認しております。

また、村としても返礼品取扱事業者さんと返礼品リストを確認しております。この返礼品取扱事業者さんにつきましては、1号のすべて村内産でなければならない地場産品としたものについて言うと、全て本村の農家さんであったり、法人であったりというふうになります。

そういったことから、今回一連の問題となっているようなことはないということを、リスト、返礼品から確認をしました。

さらに、5月に入りまして他市町村において、これは産地偽装とは少しケースが異なるかと思いますが、他産地のものが混入してしまった返礼品というような報道がありました。

これを受けまして、再度、現在農産物を出品していただいている1号の返礼品取扱事業者さんの方へ村から直接電話で確認をさせていただきまして、地場産品基準に沿った内容であるということを確認しております。よろしく願いいたします。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

ただ今明確な回答いただきました。返礼品のものについては全てチェックが済んでいるということですが、木島平産の返礼品のラインナップを見ますと、まずお米、野沢菜、信州サーモン、ネギ、お酒、蜂蜜などが該当すると思われませんが、これ全てに対応している、チェックが済んでいるという理解でよろしいでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本産業企画室長。

産業企画室長（湯本幸伸）

お答えします。

先ほど申し上げました返礼品の地場産品基準につきまして「全て地場産である必要がある」というのが1号というものであります。具体的な品目でいいますと、お米であったり野菜であったりというものになります。

また、今、議員例示していただきました、例えば信州サーモンにつきましては、村の信州サーモンを扱っている事業者さんが村外の加工業者さんの方へ納品をしている。その加工業者さんは村のものも含めて他市町村のものも入っていて、「流通上、混在が避けられない商品」といういわゆる4号というようなもので認証されているため問題ないとしています。

そういった形で品目によって地場産品基準1号から9号に沿っているかというものを確認して、確認がしっかりできたとなっております。よろしく願いいたします。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

総務省は、その都度何かトラブルがあればだんだんハードルを上げてきているというのが実情だと思うんですけども、特に今の4号については、そういう形で総務省の判定基準に満たしているということですので、引き続き厳密なチェックをお願いをしたいと思います。

2点目になりますが、そのふるさと納税の返礼品の中でも結構人気が高いとされておりますが、「村長の太鼓判」の定義についてですが、村のホームページのめぐる木島平では、「木島平産コシヒカリの中でもより高品質な米だけを厳選したもの、これが村長の太鼓判です。村長の太鼓判は、モチモチとした食感と深い甘みの特徴です。美味しさを支えるのは『独自に設けた品質基準』。厳しい品質基準をクリアしたお米のみが村長の太鼓判として認定されます。」というふうにコメントをされていますが、さらに、「安心して召し上がっていただくため、長野県の栽培基準より農薬を50%以上削減し、化学肥料を使わず栽培しています。」とも表記をされております。

ここで伺いますが、「独自に設けた品質基準」とは具体的に何か、ご明示をいただきたいと思っております。

議長（勝山 正）

湯本産業企画室長。

産業企画室長（湯本幸伸）

お答えします。

ふるさと納税の人気商品となっております村の米のトップブランド「村長の太鼓判」について、「厳しい品質基準」とはというご質問です。

この「独自に設けた厳しい品質基準」については大きく分けて2つあります。

1つ目は、栽培方法によるものです。村長の太鼓判は、木島平米ブランド研究会の会員の皆さんが栽培した特別栽培米コシヒカリのみを対象としています。特別栽培米とは、長野県慣行栽培に対して、農薬と化学肥料をそれぞれ50%削減するいわゆる「減農薬・減化学肥料栽培」のことを言います。研究会ではこの認証を取っておりますが、研究会の皆さんが栽培に当たって研究会としての栽培基準を設けておまして、その基準はそれを上回る厳しい基準であります。具体的には、農薬は同じく50%

ですが、化学肥料は使用しない「減農薬・無化学肥料」というような栽培になっております。

2つ目は、圃場ごとに厳選をしているということでありまして。研究会の皆さんが収穫前に、対象の圃場ごとにサンプルのお米を圃場ごとに一つ一つ採取をしていただきまして、村の方で食味値等を測定しまして、この一定の基準を満たしたものでなければ、村長の太鼓判として出荷できないというような仕組みとしております。

よろしく願いいたします。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

わかりました。栽培方法であったり圃場の指定であったりというところですが、あえてお願いすれば、やはり、そこまで村のホームページの中に明記をして、ここまで厳密に管理しているんですよ、この米の取れた田んぼはここですよというようなことが言える環境にあると思いますので、より一層村長の太鼓判のグレードを上げるためにも、そこまでしっかり表記した方がいいのではないかなと、今意見を伺って思いましたので、検討をお願いしたいと思います。

議長（勝山 正）

湯本産業企画室長。

産業企画室長（湯本幸伸）

議員ご提案いただきました、栽培基準の明確な記載をしてより PR したらどうかというご意見につきまして、ぜひ令和7年産のところからそういった表記をできればと考えております。

よろしく願いします。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

3. 有害鳥獣対策について

2番 湯本直木 議員

それでは、3つ目に移らせていただきます。

3つ目としまして、有害鳥獣対策事業についてです。

村内で4月の16日に発生してはならないクマによる人身被害が発生してしまいました。被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。

さて、村はその後、全課による横断的な組織として木島平村クマ被害対策本部を立ち上げ、警戒対策を進めてこられました。その甲斐があつてかわかりませんが、4月22日に千石橋付近で1頭捕獲されておりますが、その個体は16日の危害を加えた個体と同一個体とは断定できない状況だという報道がありました。

この警戒期間中に村の猟友会の皆様を含め、村の職員、関係される皆様にはある意味、命をかけてクマと対峙をしていただいたという環境だと思います。この件については改めて敬意を表し、ご慰労申し上げるところですが、さて、クマと向かい合い、対峙していただいた猟友会の皆様の待遇は現在どんな状況でしょうか。報酬や補助金、それに今後の待遇改善に向けてどのような方向でお考えになられているのか、お伺いしたいと思います。

議長（勝山 正）

日碁村長。

村長（日碁正博）

はじめに、被害に遭われたご本人とご家族の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。今回、猟友会を始め緊急対応にご協力いただいた皆様には感謝申し上げます。

獣害被害は本村だけでなく全国的に拡大、そしてまた深刻化しております。この獣害対策については、猟友会のご協力がなければ成し遂げられないものであります。被害の拡大とともに猟友会の負担も増してきていると思っております。今後、被害対策にあたる皆さんの負担軽減など、獣害対策に関する待遇等の環境の整備を図っていきたいと思っております。

内容については、担当課長の説明をさせます。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

それでは、村長の答弁に補足してお答えいたします。

有害鳥獣対策の体制から説明をさせていただきます。

村では鳥獣被害対策実施隊を組織し、有害鳥獣の駆除と被害の防止対策に取り組んでおります。この隊員につきましては、木島平村猟友会の会員のうち有害鳥獣捕獲従事者として村が認定した猟友会員で組織をしております。4月に発生した人身被害に伴う緊急出動は、猟銃を所有する隊員に出動を要請し、駆除活動を実施しておりますのでご承知ください。

議員ご質問の猟友会の待遇はどうなっているのかとご質問ですが、前段で申し上げたとおり、有害鳥獣駆除実施隊を組織し対応しておりますので、この実施隊の処遇ということでご説明を申し上げます。

実施隊の隊員につきましては、村長が任命し、有害鳥獣駆除に従事しております。身分は地方公務員法に基づく非常勤の特別職で、駆除活動中のけが等の事故については公務災害の対象となります。

報酬は年額報酬が6千円で、有害駆除のための出動や檻の見回りは、1回当たり1千円の報酬をお支払いしております。以上が実施隊員の報酬になります。

このほかに、有害鳥獣捕獲従事者証の交付を受けた方が有害鳥獣を駆除した場合に、村ではその鳥獣の種類ごとに定めた報奨金を交付しております。この報奨金の例を申し上げますと、イノシシ、ニホンジカが2万円、ツキノワグマが1万円、ハクビシンなど小動物が1千円などとなっております。

全国的に有害鳥獣の被害が広がる中、被害対策に従事する方の処遇改善が求められております。

今回の緊急出動を機に北信管内の状況調査したところ、本村の報酬額は管内でも低い位置であることがわかりました。こういったことを踏まえまして、この内容を改定し4月にさかのぼって適用させたいと考えております。

また、駆除活動の負担軽減を図ることを目的に、ドローンを活用した獣の追い出しなど、負担軽減に必要な資機材の導入を今後検討してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

新聞報道では、なかなか市街地で猟銃の発砲については、現行ではなかなかスムーズにいかない、改正法を成立させないとだめだというようなお話もありますし、前段で担当の方からお伺いをしました、今、課長のお話にもありましたいろいろな報酬等の補助金の内容についても、一村民としてこれでいいんですかというような金額になっておりますので、今発言がありました、前向きに対応していただいて、それなりといたら失礼ですけれども、しっかり猟友会の皆様にお願いができる金銭的な環境も整えていただければと思います。ぜひ、早急に改正をいただいて補正予算も組んでいただいて、4月から遡って対応できるように期待をしております。

4. 地域おこし協力隊員について

2番 湯本直木 議員

では、4つ目としまして、地域おこし協力隊についてであります。

私の考えとしては、せっかく木島平村に来ていただいて活躍していただいている地域おこし協力隊の皆さんですが、もっと地域や村民の方に今まで以上に親しまれる協力隊員であってほしいと思っております。任期は3年という一つの限度はあると言われればそれまでですが、過日、議会として1名の地域おこし協力隊の方から活動報告をお伺いさせていただきました。

現在、村内では5名の協力隊員が在籍され活動されておられますが、「誰がどこで何をしているのか見えない」という地域の方からのお話も耳にしております。

現在、木島平村観光振興局を中心に活動されておられるようですが、近隣の飯綱町では、町民に向けて地域おこし協力隊19名のうちの13名が実際に出席をされて、町民の前で各隊員からの報告会が実施された経過がございます。その内容については当然であります、飯綱町のホームページに記載されておるんですが、そこでお伺いいたします。

当村でも飯綱町のように、全地域おこし協力隊員の参加をいただいて報告会を実施し、より広く村民に活動内容等を知ってもらう、理解をしてもらう、もっと開かれた地域おこし協力隊にすべきと考えますが、報告会の実施のご意向はありますでしょうか。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

協力隊の活動報告を実施する意向があるのかとのご質問をいただきました。

はじめに、現在の活動の周知方法など、その取組の状況について説明をいたします。

協力隊の活動状況については、村広報誌の協力隊通信及びふう太ネットによるテレビ広報で周知を図っております。また、新たな取組として、5月広報に併せて、協力隊の活動等を紹介した観光振興局だよりを全戸配布し、周知に努めているところであります。

ご質問いただきました報告会の開催については、報告会参加者との意見交換や交流の機会に繋がるものが期待できますので、活動の振り返りとして今年度末または新年度当初に報告会を開催したいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

ぜひ、実施に向けて前向きに対応を進めていただきたいと思います。

2番目としまして、現在、観光振興局を中心に活動をされているようですが、先日、農業委

員会との意見交換会では「農業の分野にも協力隊員を採用してほしい」という強いご意見がございました。

当村の協力隊員を採用するシステムはどうなっているのでしょうか。現状の状況の報告をお願いしたいと思います。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

それでは、協力隊員の採用するシステムの現状ということでお答えをいたします。

現在は、ご質問のとおり観光分野のみでの採用となっております。

採用については、各課の関連事業で必要な場合については、各課で採用、対応しているのが現状です。今後、ほかの分野でも人材として必要と考えられれば、担当課などとも協議しながら活用していくことも可能と考えております。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

今のお話ですと、担当課長が手を挙げないと採用に向けて話が進まないという状況だと理解をさせていただきましたが、現状の農業委員会からの意見につきましては、これは前向きに話を進めるご意向があるのかないのか、採用の是非についてお伺いをしたいと思います。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

農業分野での採用についてというご質問でございます。

これは、以前も議会の方でもご意見をいただいたところでございますけれども、採用の条件ですとか、任期終了後の活動に対する支援等も含めまして、具体的に想定しながら検討をし、最終的には定住に結びつくようであれば採用も可能かと考えております。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

今、課長がおっしゃるとおり、農業関係者の採用に向けてはいろんなハードルがあると思うんですけれども、受入側として関係部署、例えば農業委員会であったり、現在大規模農家の方であったり、関係部署との条件の整備や調整が必要だと思いますが、庁内で縦割りにならないように関係者との情報共有、意見交換を密にして、ぜひ複数人の採用に向けてスピード感ある対応を進めることをご期待申し上げたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

議員おっしゃるとおりでございます。

関係事業、関係課におきまして、ますますこれから人手不足ですとかそういった状況が続いてくると思いますので、必要な事業等については連携して採用に向けて取り組んでいきたいと思っております。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

担当課長から前向きな発言をいただきました。

5. FARMUS 木島平再整備計画に対しての意見募集について

2番 湯本直木 議員

それでは、最後5つ目の質問に移らせていただきますが、先ほど山崎議員からもお話がありました。この後、私の後でもファームスに関連した質問をされる議員がおられますけれども、このファームス木島平の再整備計画に対しての意見募集についてピンポイントで、私はお伺いしたいと思います。

5月23日の議会全員協議会に、担当課から道の駅ファームス木島平再整備計画に対する意見募集の結果についての報告がありました。既報のとおり、村民から提出された意見は、意見提出者26名、意見総数が84件という内容の報告でありました。

今回、私の一般質問の通告書を作っているときに、当初この案件についてはなかったんですけども、この報告の内容を聞いて今回の質問の材料としてあげさせていただきました。

それはなぜかといいますと、今回の意見募集の件数が、私が思っていた以上に多くの意見が寄せられたということでありまして、それだけ村民の皆様に関心度が高いというようなことにもつながるのではないかなと思っておりますが、議会全協の席上、担当室長は「時間をかけてでも意見総数84件全てに対して回答したい」旨の発言がありました。このことを踏まえて、公の場でご意見をいただいた村民の方に村の考え方を早急に知っていただく必要性を感じたからであります。それに、この担当室長の前向きな発言は、大きく評価をするべきことだとも思っております。

しかしながら、回答にあたっては、基本的な考え方が違えば回答の内容も変わってくると思います。基本的に村長が右を向くのか左に向くのかによって、ご意見をお寄せいただいた皆様に対しての回答の内容が変わってくるというようなことかと思っておりますが、先ほど、村長は「見直しをかけて」という発言がありましたので、改めて私の方から村長どうだというようなことはお聞きすることは差し控えたいと思っておりますが、いずれにしましても、意見をお出しいただいた村民の皆様に対しては、村からの対応についての回答を待っていると思われまして、この回答について、懇切丁寧な回答をできるだけ早くお返しするよう、回答の作業を進めていただくように思いますが、いかがでしょうか。

議長（勝山 正）

日暮村長。

村長（日暮正博）

最初に、先ほど山崎委員のご質問にお答えしたとおりであります。今回いただきましたご意見を踏まえて、前回示しました再整備計画をこのまま進めるのではなく、スケジュールを含めて計画内容を見直したいと考えております。

通常、意見公募をいただいた場合、いただいたご意見について、このように対応しますといった回答を公表するわけですが、先ほど議員も言われたとおり、今回はいただいたご意見は非常に多岐にわたっております。そしてまた、今後の計画見直しによって、その回答内容そのものが変わってくると。そんなことで、現時点で個々にご意見への回答は困難というか、ちょっとできないと考えております。

そこで、まずはいただいたご意見の要旨をまとめて、どういったご意見が寄せられたか、そして、このご意見を踏まえて今後スケジュールを含めて見直しを行うということを村の公式ウェブサイト、それからまた、役場の担当の方から皆さんにお知らせをしていきたいと考えております。

議長（勝山 正）

湯本直木議員。

2番 湯本直木 議員

具体的な話として、村長が「これは見直す」ということを今、明言されておられますので、村として良い方向に進むよう、また、意見が100%イエスだとか100%ノーだというのはあり得ない話でありますので、最大公約数を村としてどこに求めていくかということになろうかと思いますが、村民にとって有益な結論になるように、当然いろんな形での意見集約等々、今後あると思いますけれども、そういうことでありますので、見直しを前提に話が進むことを期待をして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（勝山 正）

以上で、湯本直木議員の質問は終わります。

（終了 午前11時12分）

議長（勝山 正）

ここで暫時休憩します。

再開につきましては、午前11時20分とします。

（休憩 午前11時12分）